収 入

印 紙

産業廃棄物収集・運搬・処分業務委託契約

排出事業者 札幌市(以下「委託者」という。)と処理業者 (以下「受託者」という。)は、委託者の事業場から排出する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬及び処分に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、次の各項により産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義にしたがってこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

(委託内容等)

第1条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可書の写し を添付する。なお、許可を更新した場合、又は許可事項に変更があったときには、受託者は、速やかにその 旨を委託者に通知するとともに、更新後又は変更後の許可書の写しを本書に添付する。

収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市:

許可の有効期限: 年 月 日 事 業 範 囲: 別添許可証のとおり 許 可 の 条 件: 別添許可証のとおり 許 可 番 号: 第 号

処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市:

許可の有効期限: 年 月 日 事 業 範 囲: 別添許可証のとおり 許 可 の 条 件: 別添許可証のとおり 許 可 番 号: 第 号

2 受託者は委託者から委託された産業廃棄物を別紙に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で 適正に運搬し、別紙に示す処理方法により許可された施設にて適正に処分する。

(廃棄物の種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供)

- 第2条 委託者が、受託者に収集運搬及び処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び金額は、別紙のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。)、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を別紙の廃棄物の種類欄に併せて記入する。
- 2 委託者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は受託者に提供するものとし、提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、変更後の情報を受託者に提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めることとする。
- 3 委託者は、処分を委託する廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号 から第11号までに規定する特別管理産業廃棄物に該当するおそれがあるときは、本契約期間内に公的検査

機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示13号) その他による試験を行い、分析証明書を受託者に提出しなければならない。

(義務と責任)

- 第3条 委託者は、委託する廃棄物の収集運搬又は処分(以下「処理」という。)に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を受託者に通知せずに、受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受託者は委託物の引き取りを拒否することができる。また、受託者から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、処理を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、委託する廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付する。また、マニフェストは正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、受託者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 3 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この 場合、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければなら ない。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、 やむを得ない理由により他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受託者は、法令等で定める再委託 基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12)に従い、あらかじめ委託者の書面による承 諾を得て、業務を再委託することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

- 第6条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から受託者の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。
- 2 天災地変、風水災害、その他委託者と受託者いずれにもその責を帰することができない事由等の不可抗力 によって、損害を生じたとき、その損害は受託者の負担とする。
- 3 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(マニフェスト)

- 第7条 委託者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載した後、A(排出事業者保管)票を 除いて受託者に交付する。
- 2 受託者は、廃棄物を受託者の事業場に搬入の都度、B1 (収集運搬業者保管)票、B2 (運搬終了)票に必要事項を記載し、B2 (運搬終了)票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1 (収集運搬業者保管)票を保管する。また処分が完了したときは、受託者はC1 (処分業者保管)票及びD(処分終了)票に必要事項を記載した後、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、C1 (処分業者保管)票を5年間保存する。
- 3 委託者は、A (排出事業者保管)票、B 2 (運搬終了)票、D (処分終了)票及び最終処分終了後に提出を受けるE (最終処分終了)票について、5年間保存する。

(業務の調査等)

第8条 委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを

確認するため、受託者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

2 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

(業務の終了報告)

第9条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者 に提出する。ただし、業務終了報告書は、 収集運搬業務については運搬区間に応じたマニフェストB2票 で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

(契約金額)

第10条 委託者の委託する廃棄物の処理に関する契約金額(消費税及び地方消費税を含む)については、別 紙のとおりとする。

(検査)

- 第11条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに業務内容の検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、第2項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。 この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(委託代金の支払)

- 第12条 受託者は、業務の成果について前条第2項の検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、委託代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の委託代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、契約の履行に際して、業務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の委託代金額から 業務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の委 託代金の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

- 第13条 受託者の責に帰すべき事由により業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約 金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、委託代金額につき、指定日の翌日から完了検査(第10条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において 適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約保証金)

- 第14条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市交通局契約規程(平成4年交通局規程第17号)第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。 (談合行為に対する措置)
- 第15条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に 相当する額を委託者に支払わなければならない。第19条の契約期間が満了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令 がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。) したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法 第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。 (契約の解除等)
- 第16条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、この契約を解除することができる。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
 - (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市交通局契約規程に違反する行為をしたとき。
 - (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手 方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(へに該当する場合

を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

- (5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 第1項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に 対してその損害の賠償を求めることができない。
- 3 第1項の規定により契約を解除された場合に、この契約に基づいて委託者から引渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者は、次の各号に示す措置を講じなければならない。
 - (1) 受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、委託者の指定する許可を有する別の業者に受託者の費用をもって処理を行わせなければならない。ただし、委託者の文書による承諾を得た時には、その残っている廃棄物についての処理の業務を受託者自らが行うことができる。
 - (2) 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - (3) 前号の場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わしめるものとし、受託者に対してその負担した費用の償還を請求することができる。
- 4 受託者は、委託者が第2条の規定により提供した情報により、廃棄物の収集運搬及び処分を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、委託者に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、委託者は受託者に当該廃棄物を引き渡してはならない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の 100分の 10 に相当する金額を賠償金として請求することができる。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の 規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約保証金の返還)

第17条 委託者は、契約期間が満了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(契約期間及び保存)

- 第19条 契約期間は、契約締結日から令和7年12月19日までとする。
- 2 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(機密の保持)

第20条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏ら してはならない。

(その他)

- 第21条 受託者は、この条項に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる 書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この条項に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

令和 年 月 日

委託者 札幌市

代表者 札幌市交通事業管理者

交通局長 芝井 静男

受託者 住 所 商号又は名称職・氏名